

決議 13.3

移動性の野生動物種の保護に関する条約（CMS）との協力と相乗効果

第12回締約国会議（サンティアゴ、2002年）で採択された決定12.5並びに12.6を想起し、

CITESとCMSの事務局間で発展した協力と誠意に満ちた関係に謝意を表し、

条約締約国会議は

常設委員会に対し、特に次の観点から、2002年9月18日にCITESとCMSの事務局間で交わされた覚書を定期的に再検討するよう命じる。

- a) CMSとの共同で策定されるより詳細な作業計画を実施するために講じる措置に関し、CITES事務局に対して報告を求めること。かつ、
- b) 次の種または分類群に関するCITES主導計画が、CMSの枠組みの中ですでに実施または構想されている地域共同計画を補足、補強、および可能な限りそ

れから便益を得るよう保証すること。

- i) サイガ (*Saiga tatarica*)、ユキヒョウ (*Uncia uncia*)、アフリカゾウ (*Loxodonta africana*) の西アフリカ並びに中央アフリカ個体群
- ii) アフリカ大西洋岸、インド洋、東南アジア、太平洋のウミガメ
- iii) 南アジアと東南アジアのジンベイザメ (*Rhincodon typus*)、ホオジロザメ (*Carcharodon carcharias*)
- iv) チョウザメ科 (Acipenseriformes)

事務局に対し、上記覚書の内容に従い、CMSおよびそれに関係する合意に対し、共通の関心事である種並びに問題に関係する会合への参加を呼びかけるよう命じる。 ■